

会 議 録

会議の名称	平成27年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第2回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成27年7月23日（木） 午後6時00分～午後8時22分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成27年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
そ の 他	

平成27年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成27年7月23日（木）午後6時00分～午後8時22分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成27年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①社会保障・税番号制度における機関間情報連携基盤整備 ②公共の場所に向けられた防犯カメラの設置運用基準管理業務 ③防犯カメラシステムの運用業務 ④まちづくり調査、計画及び指導等の業務 ⑤職員給与支給業務変更届 ⑥住民基本台帳関係業務変更届 ⑦市民交流センター管理運営業務変更届 ⑧データ分析・保健事業業務変更届 ⑨介護保険第1号被保険者事務管理業務変更届 ⑩住宅支援給付事業業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第9号 人事・給与システムについて

諮問第10号 基幹系住民記録システムについて

諮問第11号 中間サーバー・プラットフォームについて

諮問第12号 基幹系システムと中間サーバー・プラットフォームの接続について

諮問第13号 小金井市立はげの森美術館防犯カメラシステムの本人以外収集について

諮問第14号 小金井市民交流センター貸館予約管理システムについて

諮問第15号 小金井市民交流センター貸館予約管理システムのオンライン接続について

諮問第16号 小金井市民交流センター指定管理業務委託について

諮問第17号 国保データベース（KDB）システムの本人以外収集について

諮問第18号 国保データベース（KDB）システムについて

諮問第19号 国保データベース（KDB）システムの国民健康保険団体連合会とのオンライン接続について

諮問第20号 基幹系介護保険システムについて

(4) その他

- ア 平成26年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について
- イ 小金井市個人情報保護条例の一部改正について
- ウ 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

松 行 康 夫

【職務代理人】

仮 野 忠 男

【委 員】

植 草 康 仁	亀 山 久美子	篠 崎 潔	嶋 田 一 男
多 田 岳 人	土 屋 義 弘	西 口 守	望 月 皓

【市 側】

稲葉市長

天野総務部長

<情報システム課>

菅野情報システム課長

鈴木情報システム係長

<地域安全課>

信岡地域安全係長

久保田地域安全係主任

<職員課>

梅原職員課長

大久保給与厚生係長

長村給与厚生係主任

津端給与厚生係主事

<市民課>

松井市民課長

大久保市民係長

松本市民係主事

<コミュニティ文化課>

平岡コミュニティ文化課長

吉川文化推進係長

高橋文化推進係主事

<保険年金課>

本木保険年金課長

大司高齢者医療係長

畑野保険年金課主査

<地域福祉課>

関地域福祉課長

<介護福祉課>

高橋介護福祉課長

<健康課>

高橋健康課長

<まちづくり推進課>

高橋まちづくり推進課長

田中まちづくり係主事

<庶務課>

中島庶務係長

<総務課>

伏見総務課長

郷古情報公開係主任

鈴木地域福祉係主任

薄根介護保険係主任

越健康係主任

大久保まちづくり係主任

松下庶務係主任

諏訪情報公開係長

【傍聴者】

0名

【松行会長】

ただいまから平成27年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席等の連絡をいたします。本日、白石委員は都合により御欠席されると連絡を受けておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず「平成27年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について」を行います。既に皆様のお手元に届いているかとは存じますが、訂正等ございますか。

訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

本日大変多くの議題が提案されておりますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく、個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市長】

初めに報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回、報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが6件、届出廃止に関するものが13件、届出変更に関するものが8件でございます。

次に諮問事項について、今回、諮問いたしますのは、個人情報保護条例第11条に基づく、「小金井市立はげの森美術館防犯カメラシステムの本人以外収集について」、同じく「国保データベース（KDB）システムの本人以外収集について」、個人情報保護条例第14条に基づく、「人事・給与システムについて」、同じく「基幹系住民記録システムについて」、同じく「中間サーバー・プラットフォームについて」、同じく「小金井市民交流センター貸館予約管理システムについて」、同じく「国保データベース（KDB）システムについて」、同じく「基幹系介護保険システムについて」、個人情報保護条例第15条に基づく、「基幹系システムと中間サーバー・プラットフォームの接続について」、同じく「小金井市民交流センター貸館予約管理システムのオンライン接続について」、同じく「国保データベース（KDB）システムの国民健康保険団体連合会とのオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく「小金井市民交流センター指定管理業務委託について」の合計12件でございます。

細部につきましては、事務局を通して説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

【松行会長】

承りました。

【総務課長】

大変申し訳ございませんが、市長は公務につき、ここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【松行会長】

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に事務局からの説明を受けたいと存じます。

まず、個人情報保有等届出状況報告書について、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課から受けることで進行したいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は、開始6件、廃止13件、変更8件でございます。

1ページをお開きください。部課別の明細でございます。部課別の届出状況は御覧のとおりでございます。2ページはその内訳になっておりまして、備考欄に「諮問関連」の記載がある届出につきましては、諮問事項と関連するものでありますので、その説明の際に併せて報告させていただきます。

それでは、届出、諮問等に係る事業概要集の冊子を御覧ください。お開きいただいて、2ページ、届出番号29-38「設置運用基準届」、届出番号29-39「設置運用基準変更届」及び届出番号29-40「防犯カメラ廃止届」の3件を一括して説明させていただきます。地域安全課の案件でございます。

近年、市内においては、空き巣や振り込め詐欺等の被害が多発するなど、身近に起きる犯罪が後を絶たない状況にあり、市民の防犯カメラの設置に対する関心も高まってきています。防犯カメラは、犯罪被害を未然に防ぐ抑止効果が期待され、また犯罪捜査においても、事件の早期解決にもつながっていることは、報道等でもよく知られているところです。しかし、その一方で、防犯カメラの設置及び運用については、設置者の自由に委ねられているのが現状であり、市民等が知しえないまま撮影され、撮影された市民等のプライバシーが侵害されることがあってはなりません。

こうした現状を踏まえ、公共の場所に向けられた防犯カメラの有用性に配慮しつつ、一定のルールを定めることにより、安全で安心して暮らすことのできる地

域社会を実現するとともに、市民等のプライバシーの侵害等を防ぐことを目的として「小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」の制定を予定しております。

本条例の施行に伴い、届出様式を保有することから、本審議会に届け出るものでございます。

保有届3ページから4ページを御覧ください。保有する個人情報の内容といたしましては、氏名、住所、電話番号です。参考資料として、保有届29ページから33ページに条例の案文、34ページから36ページに条例施行規則の案文を載せております。書式につきましては、別の冊子で申し訳ございませんが、様式類集の1ページから3ページに載せてございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問がございましたらお受けいたします。

【仮野委員】

防犯カメラについて、プライバシー保護を踏まえた条例をつくるということで、非常にいいことだと思います。そこで2点お伺いします。

この条例案のポイントはどのようなところにありますか。それから、このような条例は、既に他の自治体でも取り組みがされているのでしょうか。

【地域安全係主任】

御質問の1点目、条例のポイントでございます。条例第1条、目的に「防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するとともに、市民等の権利利益を保護することを目的とする」と規定してございます。防犯カメラは、報道等で知られているとおり、犯罪の予防に大いに役立つ一方、プライバシー侵害等の問題点、懸念事項もございますから、一定のルールを設けるために条例の制定を考えているところでございます。

続きまして2点目でございます。他の自治体でもこのような条例が制定されているかとのことですが、東京都内でも幾つかの自治体では、このような条例を制定しております。また、全国でも同じような条例を制定している自治体はございますので、他の自治体の条例を参考にさせていただきながら、条例案を作成しているところでございます。

【仮野委員】

この条例案は、何か小金井市独自の考え方は盛り込まれているのですか。それ

とも他市と同様の内容ですか。

【地域安全係主任】

小金井市が他の自治体と比べ、特出するところはございません。他市の条例等を参考にさせていただき条例案を作成しておりますので、他の自治体の条例と大きな差はないと思っております。

【仮野委員】

分かりました。

【望月委員】

以前からこの審議会でも、今回の条例のような市の基本的な考え方に基づいて防犯カメラを運用することが必要だという議論が出ていたと思いますので、今回条例がつくられるということは、非常いいことだと思います。

小金井市の教育委員会関係の施設には、既にかなり防犯カメラが設置されていると思います。今この条例を見ていまして、第5条に見やすい場所に、設置されていることやどこが管理しているのかについて表示するように定めていますが、既に市が持っている防犯カメラについては、現在そのような対応ができているのでしょうか。

また、条例がいつから施行するのか、教えていただければと思います。

【地域安全係主任】

第5条第2号に「防犯カメラの撮影対象区域ごとに、その見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称を表示する」と条例案に定めさせていただいております。市の施設についてということでございますが、現在設置している施設に関しましては、要綱等で定めており、それらにおいても条例案と同様に表示をするよう定めておりますことから、設置施設等には表示がされているものと認識しております。

【望月委員】

既にできているということですね。分かりました。

【篠崎委員】

小金井市個人情報保有等届出状況報告書の2ページに「保存年限」とありまして、小金井市はけの森美術館の保存年限が7日となっておりますが、これはどのような根拠で決められたのかということと、7日を過ぎたら全部消してしまうのでしょうかということについてお聞きしたい。

【総務課長】

こちらにつきましては、後ほど諮問がありますので、そこで御質問いただけれ

ばと思います。申し訳ございません。

【松行会長】

では、そのようにさせていただきます。

【西口委員】

条例案の第5条第1項で設置者の責務を規定し、同条第1号で条例の目的に照らして必要最小限の範囲しか設置できないと規定されていますが、この「必要最小限」の範囲は誰が決めるのですか。設置者のフリーハンドなのですか。

【地域安全係主任】

第一義的には設置者が決めるということになりますが、条例案第4条「設置運用基準の届出等」にございますとおり、撮影対象区域等を明記した設置運用基準届を市長に届け出て、市と協議をすることとなりますので、必要があれば指摘をさせていただくような形でございます。

【西口委員】

つまり、設置者のフリーハンドではないということですね。

【地域安全係主任】

そうです。市も必要に応じて協議をさせていただきます。

【西口委員】

要するに、一定のガードがかかっていると理解してよろしいですか。

【地域安全係主任】

はい。

【西口委員】

32ページ、第9条の開示ですが、「当該画像データを開示するよう配慮しなければならない」と規定されています。これは、なぜ「配慮」ですか。

【地域安全係主任】

こちらは、市が保有・設置している防犯カメラだけではなく、地域団体等が保有している防犯カメラ等についても対象としているところでございますので、「配慮」という言葉を使わせていただいているところです。

【西口委員】

開示を求められたときは、配慮でいいのですか。配慮という言葉は、まさにフリーハンドですよ。

【地域安全係主任】

防犯カメラの映像は、場合によっては多数の方が映っている状況も考えられます。御本人から開示を求められたものに関して、全て開示ができる状況にあるか

どうかというところにつきましては、確約ができないところでございますので「配慮」とさせていただきます。

市民等が開示を求め、開示されないということで不服等がある場合、条例案第12条「苦情処理」で、そのような苦情を受けたときは、「迅速かつ適切に処理をするように努めるものとする」と規定していきまして、設置者等がそのような苦情に適切な措置を講じなかったときは、市に苦情を申し出ることが可能となります。

第一義的には設置者の判断ということではございますが、市においても相談を受けることとさせていただきます。

【西口委員】

本人の権利・義務関係、プライバシー中のプライバシーということであるわけですよね。どうして法律用語でいう努力義務規定を使わないのですか。「～するものとする」を使わないで、なぜ「配慮」なのですか、基本的には「努力義務規定」ですよね。要は、ここで配慮となっていたとしても、本人が苦情処理を市に申し出れば、そこで市が一定の関与をし、設置者に対してオープンにするように言うこともできるという担保がされているということですよね。

【地域安全係主任】

はい。

【西口委員】

分かりました。結構です。

【植草委員】

今、苦情処理の関係で話があったんですが、33ページ、条例案の第12条の4に「市長は、第2項の規定による苦情の申出の処理について必要があると認めるときは、この審議会で意見を聴くことができる」となっておりますが、「必要があると認めるとき」とは、どのようなことを想定されているのか教えてください。

【地域安全係主任】

具体的に苦情等の内容を精査しないとお答えが難しいのですが、今のところ、何かを想定しているということではなく、市として判断できないことに関しまして、こちらの審議会で意見を伺いたいと考えております。

【植草委員】

市として判断できないことについてということですか。

【地域安全係主任】

はい。

【植草委員】

分かりました。

【亀山委員】

今まで防犯カメラを開示してくださいという事例はあったのですか。

【地域安全係主任】

地域安全課で防犯カメラを設置している事例はございませんので、地域安全課で開示の請求があったかどうかということは把握しておりません。

【亀山委員】

地域安全課以外の小金井市が設置している防犯カメラの映像について、捜査関係等で開示の請求があり、開示したことはあるのでしょうか。それとも、小金井市が設置している防犯カメラについては、今までそういった事例はないということですか。

【地域安全係主任】

開示の請求があった事例は無いと考えているのですが、各主管課において、そういった事例があるかどうかの情報は、申し訳ありませんが把握しておりません。

【仮野委員】

整理するために質問しますが、今、市内に何種類ぐらいの防犯カメラが設置されているのですか。

例えば、最近ここで話題になった、市民広場のようなところに防犯カメラを設置するということがありましたよね。あと、商店街、それから個人で設置するケースもあるかと思いますが。

【地域安全係主任】

公の場所に設置しているものとしてこちらが把握してございますのは、小金井市と東京都の補助金を利用して、町会、自治会、商店会が連合した形で設置主体となり、武蔵小金井の南口の地区に防犯カメラを設置したもの、あとは市の施設に設置しているものでございます。

今回の条例の対象には市の施設の内部を映しているものも対象になります。

【仮野委員】

あと、学校や幼稚園にも設置していますよね。

【地域安全係主任】

学校と一部保育園にも設置しております。

【仮野委員】

そうすると、この条例はそれら全てを対象とするのですか。

【地域安全係主任】

個人で設置している方など、そういったものに関しては、この条例の対象とはしてございません。

【仮野委員】

先ほどの亀山委員の質問の際に、開示の実施について把握していないとおっしゃっていましたが、亀山委員が質問されたように、防犯カメラのデータについて開示の請求があったケースは当然考えられますよね。公的機関や個人から、市、学校、保育園等、あるいは商店街や町内会が設置している防犯カメラのデータについて開示の請求がされたことはないのですか。

【地域安全係主任】

先ほど説明いたしました武蔵小金井の南口地区に設置している防犯カメラは、平成24年度に設置しておりますが、そちらについては、今までそのような照会はなかったと聞いています。

【仮野委員】

分かりました。いずれにしろ、ここは条例を審議するところではありませんし、条例については市議会が審議するのでしょうか。この条例はいつごろ成立するのですか。

【地域安全係主任】

今年の9月議会に上程となります。

【仮野委員】

9月議会ですか。分かりました。

この審議会でそのような疑問が出たことを念頭に入れながら、議会对応してください。それでいいのではないかと思います。

【松行会長】

よろしいでしょうか。

それでは、活発な御質問と御意見が出ましたが、本案件を了承とさせていただきます。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

【総務課長】

事業概要集5ページを御覧ください。届出番号43-40「武蔵小金井駅北口周辺地区のまちづくりに関する土地所有者、借地権者及び建物所有者等名簿」、まちづくり推進課の案件でございます。

武蔵小金井駅北口につきましては、地元の方々がまちづくりを検討する組織として、平成20年に「武蔵小金井駅北口再生協議会」を結成し、平成27年には

「武蔵小金井駅北口駅前地区市街地再開発準備組合」を結成し検討を進めてきております。

再開発事業等の支援及び指導等を進めるに当たっては、土地所有者等の情報が必要になるため、今回届出を行うものでございます。

保有届4ページを御覧ください。保有する個人情報としましては、氏名、住所、土地所有者情報、借地権者情報、建物所有者情報です。参考資料として、37ページから38ページに要綱を付けております。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして、保有届7ページを御覧ください。届出番号17-533から届出番号17-543及び届出番号17-549から届出番号17-550、13件全て廃止届でございます。地域福祉課の案件です。

住宅支援給付事業業務の事業廃止によるもので、内訳につきましては、保有届28ページを御覧ください。

【松行会長】

ただいま、事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【多田委員】

廃止年月日が平成27年6月10日、保存年限が5年で、文書倉庫で保存後平成33年廃棄とありますが、平成27年6月10日から5年とすると平成32年ではないですか。

【総務課長】

保存年限5年ですと、5プラス1の年に廃棄となり、実質的に6年目に廃棄となります。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは諮問に入らせていただきます。事業概要集の2ページ及び諮問書1ページを御覧ください。

諮問第9号「人事・給与システムについて」、職員課、庶務課の案件でございます。

平成27年10月の被用者年金一元化により共済年金が厚生年金に統一され、掛金・負担金及び給付額の算定基礎が、給料を基準に算定する「手当率制」から厚生年金が採用する「標準報酬制」に移行します。

これに伴い、職員の標準報酬等級及び月額を人事・給与システムに記録し管理を行うことから、条例第14条により諮問を行うものでございます。

個人情報の記録項目については、諮問書2ページから6ページを御覧ください。6ページに記載があります222番から227番までが追加項目です。参考資料として、7ページから8ページに概要を付けておりますので御覧ください。

保有届5ページを御覧ください。届出番号07-193及び30-80「人事・給与システム」の変更届です。個人情報の内容は9ページから13ページに付けていますが、諮問の個人情報の記録項目と同様でございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

事業概要集3ページ、諮問書9ページを御覧ください。諮問第10号「基幹系住民記録システムについて」、市民課の案件でございます。

通知カード・個人番号カードの発行等に関連する事務については、市区町村における事務負担の軽減と経費削減の観点から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」（平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。）第35条第1項の規定により、市区町村長は地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に行わせることができることとされています。

当該事務を機構に委任し、また事務の委任に際し各種個人情報のネットワーク結合を行うことについては、既に平成26年度第4回の審議会で御審議いただいておりますが、ネットワーク結合を行う情報のうち、個人番号を通知するために

送付する通知カードの「送付先情報」について、新たに基幹系住民記録システム上で保有・管理しネットワーク結合をすることとなったため、条例第14条による電算システムの変更の諮問をするものでございます。

個人情報内容につきましては、諮問書10ページから12ページの別紙を御覧ください。12ページにあります150番から152番までが追加項目です。

保有届につきましては、5ページを御覧ください。届出番号03-43「基幹系住民記録システム」、変更届です。個人情報内容は、14ページから16ページに付けていますが、諮問の個人情報の記録項目と同様でございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【仮野委員】

既に昨年度の審議会で、結合については承認しているわけですね。

【松行会長】

そうです。

【仮野委員】

その結果として新たに基幹系住民記録システムに送付先を保有・管理し、ネットワークで結合することになった。そこが新たに追加したことですね。

ネットワークで結合することについて、分かりやすく説明していただけますか。

【市民係主事】

今年の10月から通知カードを、市民に送付することになります。送付先の情報を結合することについてですが、まず、通知カードにつきましては、市から市民に直接送付するのではなく、全自治体が業務を委任しておりますJ-LISという機関から送付されることになります。J-LISから送付するに当たっては、どこに送付すればいいのかという情報を市からJ-LISに情報提供する必要があり、今回は、ネットワークを結合し提供します。結合して情報を提供することにつきましては、既に2月の審議会でも諮問させていただいているところですが、その提供方法について、市の基幹系システムに登録した情報をネットワークの結合によって情報提供することとなりました。そのため基幹系住民記録システムに送付先の情報を保有する必要があり、今回諮問させていただいております。

【仮野委員】

いわゆる手続の一つですね。分かりました。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

事業概要集 1 ページ、諮問書につきましては 13 ページを御覧ください。諮問第 11 号「中間サーバー・プラットフォームについて」及び諮問書 15 ページ、諮問第 12 号「基幹系システムと中間サーバー・プラットフォームの接続について」、関連しておりますので一括して説明いたします。情報システム課の案件です。

社会保障・税番号制度では、機関間の情報連携により事務の効率化や手続きの簡素化を実現することとされており、情報提供ネットワークシステムを使用した場合に限り、情報連携が認められています。

ただ、情報提供ネットワークシステムと地方公共団体の団体内統合宛名システムとの間の直接連携は、団体内統合宛名システムの負担が大きく、大規模な改修も必要となるため、両者の間に情報照会／提供支援機能と符合管理機能を有する「中間サーバー」を設置し、番号法別表第二で定められた連携情報を保有させます。

中間サーバーについては、ソフトウェアは国により一括開発・提供されることとなりましたが、ハードウェアについても、地方公共団体が独自に設置するのは、費用面・セキュリティの確保など負担が大きいことが懸念されました。このためクラウドの活用による共同化・集約化を図る趣旨で、地方公共団体情報システム機構が中間サーバー・プラットフォームを整備・運用することとなりました。保守は地方公共団体情報システム機構が行い、地方公共団体は負担金を支払い共同利用に参加するような形態となります。

中間サーバー・プラットフォームは総合行政ネットワークにおける ASP サービスとして提供されます。東西 2 箇所を拠点を集約し、各機関が共同で利用しますが、データベースは機関毎に明確に区分管理され、情報（特定個人情報）の管理権限は地方公共団体が保有します。業務継続性を考慮し、拠点間では相互バックアップを行います。

回線接続は強固なセキュリティを有する LGWAN を用いて行われ、更にその伝送経路を仮想専用線化するために、VPN 装置が国から配付され、不要な通信を制御します。

以上のとおり、社会保障・税番号制度における新たなシステム、オンライン結合、情報保有が生じることから、条例第 14 条におけるシステム、条例第 15 条

によるオンライン接続について諮問するものでございます。

個人情報の記録は、諮問書14ページの各システムの記録項目の内容です。参考資料として、17ページから22ページに概要等を付けておりますので、御覧ください。

保有届につきましては、保有届3ページ、届出番号03-59「中間サーバー・プラットフォーム」です。個人情報の内容は8ページに付けておりますが諮問と同様でございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【篠崎委員】

中間サーバー・プラットフォームと言われても、正直よく分からないのですが、今、説明をお聞きしていても、申し訳ないのですが、頭に入らないのです。何か分かりやすくまとめて、こういうものだということとは言えませんか。

【情報システム課長】

それでは、総務課長から説明いたしました。篠崎委員からも御質問がございました。5分程いただきまして、先般2月の審議会で団体内統合宛名システムについて御審議いただいておりますので、私から概略だけ説明させていただきます。

申し上げましたとおり、2月5日に開催されました本審議会におきまして、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に係る団体内統合宛名システム及び特定個人情報保護評価書につきまして御審議をいただき、同時にこの制度についても概略を説明させていただいたところでございます。

その際にも説明させていただきましたが、各自治体間での情報照会・連携を行う際は、個人番号は利用せず、団体内統合宛名システムにおいて、個人番号に代わります番号、団体内統合宛名番号に置き換えることとしてございます。

今回御審議いただきます中間サーバー・プラットフォームは、自治体間の保有するシステムと情報提供ネットワークシステムとの間を取り持つ役割があります。

諮問書17ページを御覧ください。図が二つございますが、上の図を御覧ください。上の図の右下部分に「市町村」がございまして、2月に御審議いただきました「団体内統合宛名システム等」がございまして、図の中央に自治体中間サーバーがございまして、こちらにデータを保管することとなります。図の一番左に「情報提供ネットワークシステム(国)」がございまして、今後情報照会があった場合、情報提供ネットワークシステム(コアシステム)を必ず通ることとなります。し

かし、総務課長が説明されたとおり、自治体の団体内統合宛名システムから情報提供ネットワークシステムに直接連携をさせることは、非常にデータ量が多くなかなか難しいということになりまして、そのために、間に置くサーバー、つまり中間サーバーを設置することとなります。

では、中間サーバー・プラットフォームとは何かということについて説明させていただきます。先ほどの説明にもございましたけれども、中間サーバー・プラットフォームにつきましては、ソフトウェアに係る部分は総務省が、ハードウェアに係る部分は地方公共団体情報システム機構が構築し、セキュリティ、管理運用等につきましても機構が行うこととなっております。

中間サーバー・プラットフォームでは、各自治体が管理してございます特定個人情報、団体内統合宛名番号及び今後連携に必要となります付番した番号を自治体の副本として保有をする形になります。そして、自治体間で行われます特定個人情報の照会ですとか、提供に関する業務を担うこととなります。

また、中間サーバー・プラットフォームは、東日本と西日本の2箇所に設置されます。これは東日本大震災の際、甚大な被害によって重要なデータが消失したことにより業務ができなくなったということを教訓としております。東日本の自治体につきましては、東日本に設置される中間サーバー・プラットフォームにメインの副本データを保管します。そして、西日本に設置される中間サーバー・プラットフォームには、東日本の中間サーバー・プラットフォームがダメージを受けた際のバックアップ的な意味で、西日本の中間サーバー・プラットフォームにも同様に保管します。つまり、東日本の中間サーバーが壊れても西日本中間サーバーのバックアップで、業務の提供ができるというような仕組みとなっております。

そして何よりも、まず関心が高いかと思えますのは、安全性というところでございます。中間サーバー・プラットフォームにつきましては、先ほども説明いたしました、地方公共団体情報システム機構が運用を管理することとなっており、セキュリティ対策については万全の体制が講じられているところでございます。

続きまして、自治体、市側においては、今回中間サーバー・プラットフォームに接続するに当たりまして、先ほど説明いたしました、総合行政ネットワーク、通称LGWANという回線を使います。これは分かりやすく申し上げますと、家庭などで使われているインターネット回線とは全く異なりまして、国が用意いたしました、地方自治体間専用の回線でございます。

従いまして、先般発生いたしました日本年金機構のような、標的型の攻撃、こ

ういったものを受けることは基本的にはございません。また、このL GWANにつきましても、各自治体とも原則1回線のみということになってございます。本市におきましても、このL GWAN回線につきましても、内部情報という、分かりやすく申し上げますと、インターネットが利用できる環境側、起案ですとか、他市とのメールのやりとりなどをする環境側でございます。インターネットが利用できる環境があるということは、先ほど申し上げた標的型攻撃ですとか、ウイルスの感染等の恐れがあります。当然ながら現状におきましても、これらの対策は講じてございます。そして、同時にL GWAN回線も影響がないように区割りといえますか、説明としては難しいのですけれども、接続に何段階も分けた区画があるというイメージでよろしいのですが、そういった安全性を確保しております。一方、中間サーバー・プラットフォームヘデータを提供いたします2月に御審議いただきました団体内統合宛名システムは、これは基幹系のシステム側でございます。以前にも説明いたしました、基幹系システムは、税、住基、福祉などのこういったものを基幹として、本市が窓口業務なりに使っているものであります。こちらはインターネットが利用できない環境でございまして、データセンターとは専用回線で行っています。

従いまして、今回このインターネットの利用環境のない基幹系システム側とL GWANを利用するため内部情報側との接続を一時的にでもさせる必要があります。これにつきましては、L GWANと内部情報の安全対策、同様に接続する環境を他の部分と分けをしております。もちろんウイルス対策などを厳重に行うなど、接続に対する安全性を確保するという点について、今図っているところでございます。

このことにつきましては、本市のネットワークの運用管理を委託しておりますベンダーと、そして今申し上げている基幹系システムの運用管理を委託しているベンダーと合同協議をいたしまして、安全対策を講じるという形をとってございます。私どもはマイナンバー制度にかかわらず、既にこういったセキュリティ対策に努めております。本案件につきましても、ただいま説明いたしましたような安全対策を講じ、今後も遺漏のないように努めてまいり所存でございます。

最後になりますけれども、今後のスケジュールを簡単に説明させていただきます。先ほど市民課の担当が申し上げましたとおり、10月に個人番号が通知され、来年の1月には、現在の住民基本台帳に代わります個人番号カードが交付されまして、この段階において初めて番号の利用が開始されます。そして、今、御審議いただきます中間サーバー・プラットフォームに副本としてデータが保管される

のも、この1月1日以降ということになってございます。平成29年1月には、国の機関間の連携が開始され、そして個人番号がどのように利用されたか御本人が確認することができる、マイナポータルの運用が開始されます。そして平成29年7月には、地方自治体、行政間が連携開始となりまして、ここで初めて本稼働という流れになってございます。

【松行会長】

ただいま、篠崎委員から御質問があった、新しいネットワークシステムの全体構造を担当課から説明いただきました。

篠崎委員、よろしいでしょうか。

【篠崎委員】

今まで分からなかったのが、少し縮まったと私の中では思っています。ありがとうございました。

【松行会長】

これは技術的な内容を含めたトータルシステムの説明でございまして、詳細について1回で分かるというのは、なかなか想定し難いことではございますが、ひとつこれは市民代表として今後も関心を持ち続けていただいて、また今後の審議に反映していただきたいと、そのように会長としても願っております。

他に御意見、御質問ありますか。

【仮野委員】

地方公共団体情報システム機構は、総務省が所管になるのですか。

【情報システム課長】

さようでございます。

分かりやすく申し上げますと、仮野委員がおっしゃられたとおりで、総務省の下の位置というイメージになります。

【仮野委員】

先ほど、標的型の攻撃などは、絶対にあり得ないとのことでしたが、本当にそうですか。

【情報システム課長】

すみません、私も後で会議録を読み返させていただきたいのですが、私どもは、「絶対」という言葉は基本的に使わないようにしております。原則、基本、というのが必須でございまして、もし絶対という言葉を使ったのであれば、「基本的には」もしくは「原則」というふうに改めさせていただきたいと思っております。

【仮野委員】

絶対という言葉は使わなかったかもしれませんがそこが心配です。つまり、クラウドを活用するというのが一番心配で、規模が大きくなればなるほど、集まる情報が巨大化すればするほどこのような中間サーバーをつくらないと間に合わなくなってくる、震災等に対応できない可能性があるので、バックアップも含めて2箇所サーバーをつくらうという話ですよ。そのようになればなるほど、情報が漏れる可能性は増えるということです。20ページから21ページに不正アクセス、なりすまし防止、マルウェア対策などについて検討されていますが、これはそのような悪いマルウェアが入り込まないことはあり得ないという前提で、このような対策が取り上げられているのですよ。ですからそこが心配なのです。

【情報システム課長】

仮野委員がご心配されるのは当然でございますし、委員の皆様も同じだと思います。説明で漏れていたかもしれないので申し上げます。

中間サーバー・プラットフォーム自体、国の管理、セキュリティも含めて、これは先ほど来申し上げております地方公共団体情報システム機構になります。ですので、私どもが一番気をつけなければいけないのは、基幹から基幹系のシステム、団体内統合宛名システムからLGWANに抜ける際、この部分のセキュリティが非常に重要だと考えてございます。

従いまして、国がここにつきまして、先ほどVPN装置という暗号化する装置について話をいたしました。これは各自治体に国から提供されます。それだけでも、まだ不安かということがございますので、私どもは、先ほど説明いたしました。ネットワークベンダー、そして基幹系のベンダーと合同協議の上、もう1つそういった対策的なものをいたします。悪い言い方ですが、ゴミが入らないようにするという仕組みは構築しております。

ですから、委員がおっしゃられるとおり、J-LIS側の対策の中には、マルウェア対策、なりすましの対策ということは、まさしくLGWAN環境が基本的には安全ではあるのですが、ただ、各自治体がそういったことを怠ったときに入ってくることもゼロではないと思いますので、それを直前でブロックする、未然に防ぐという意味で行われていることです。

【仮野委員】

ところで、LGWAN、このLGとは、ローカル・ガバメントとの意味ですか。

【情報システム課長】

さようでございます。

【仮野委員】

そうでしょうね。

昔は、霞ヶ関WANがありましたね。それは今もあるのですか。

【情報システム課長】

あります。

【仮野委員】

LGWANと、霞ヶ関WANは当然つながっておらず、別のものですか。

【情報システム課長】

別です。

【仮野委員】

霞ヶ関WANとLGWANは違う。こういうことですか。

【情報システム課長】

そういうことです。

【松行会長】

よろしいでしょうか。

【仮野委員】

はい。心配は尽きませんが。

【松行会長】

基本的にマイナンバー制度、多数の端末がある世界は何かというと、自治体ワールドと企業ワールドという二つのワールドがあるわけです。企業の場合は、中小・零細企業を含む企業が、そのネットワークの先でつながっているわけでございます。自治体も非常に多数ありますが、企業はもっとあります。ですから、大まかにバードビューをすれば、企業の穴と自治体の穴という、穴があり得るわけでありますので、絶対という言葉は、全ての合理的なシステムにおいてもやはり使うべきではないと、会長もそのように認識しております。自治体の専用回線に限定したやりとりの中での安全管理といいますか、セキュリティの維持、マルウェア等の回避を意識し、本審議会においても今後もそのような認識を持つ必要があると思っております。

【亀山委員】

莫大なデータが集約されていくことになりますよね。それらのデータは、紙ベースのものを基に入力等を行い、データにされているのでしょうか。

とても基本的なことで申し訳ないのですが、私たちは、10月に送付されてきたら、その入力等の内容を確認するのでしょうか。

【情報システム課長】

10月に個人番号を送付いたしますのは、住基ネット側にあります住民票コードを基にして生成された個人番号を皆さまに送付することとなります。

当然各自治体が保有している住民登録情報、いわゆる市民課が保有している住基ネットの情報、これが必ずしも実態と一致するかどうかということは分かりません。市に届出をされないまま、転居されてしまうことで、住基ネットの情報と実際の住所が一致しないことは考えられることです。それらについては、事前に整理をした上で番号を付番するというようになっており、事前準備があります。個人番号の通知の御質問であれば、以上のように回答させていただきます。

それから、今回の中間サーバーへ保管するデータにつきましては、2月に御審議いただいた団体内統合宛名システムに管理されるものが中間サーバーへ保管されることとなります。番号制度は、社会保障、税、災害のこの3分野、そして番号法で決められている業務のみが使用できることとなっております。つまり、それ以外のデータの取扱いはできません。今回、団体内統合宛名システムに保管されるデータについても、各業務システムから番号法の規定に該当するデータのみが集まり、中間サーバーに保管されます。その際に、個人番号は保管しません。

中間サーバーに保管されるのは、団体内統合宛名番号、特定個人情報、そして各自治体間が今後連携する際にさらに暗号化するような形として符合、これらの3つだけを保管することとなります。紙媒体というお話がございましたが、あくまでも基幹系システムで保有している情報を構築して、それが団体内統合宛名システムへ入っていくという概念です。基本的には今の基幹系システムの改修がされ、そこから増えていくと考えていただければと思います。

もし御質問と違う答えでしたら、申し訳ございません。

【亀山委員】

システムについては分かったのですが、その基のデータ、3つの情報をデータ化するときにはどのようにしてデータ化されているのでしょうか。基本的な質問で申し訳ないのですが、入力等に間違いがないのかどうか、その入力内容等について、正しい、正しくないかと各個人が確認することができるのでしょうか。社会保障のとき、そのようなミスがありましたから心配です。誤った情報が保管されて、それが連携していくこともあるのかと思ひまして、確認したかったのですが。

【情報システム課長】

答えにならないかもしれませんが、ご心配の部分、これはどの自治体も可能性はあると思います。やはり人間が行う作業ですから。

例えば、ある方が住民税の申告をされました。その申告の内容をシステムに入

力したものが、そのままいってしまうことは、これはゼロではないと思います。

私は直接的に業務を行っていないので、詳細は分かりかねますが、ただ基本的には、どの業務も入力したものは読み合わせなどの確認作業をいたします。これは通常当たり前のことですから、そういったところで防げるとは思いたいのですが、御懸念されている部分はゼロではないと思います。

私がそのような答弁をしていいのかと思いますが、ただ、基本的にはないよう職員も努めているということは申し上げておきたいと思います。

【松行会長】

これは神経質にやりますと、切りがなく潜り込んで議論しなくてははいけません。そういった台帳間等での転写ミスがないように、万全を期すという行政側の態度といえますか、精神をここでご披露くださいましたので、それをわれわれは確信いたしまして、今後システム全体を本審議会としても監視していく、こういうことで御了解願えれば、会長としてもありがたいです。

【嶋田委員】

繰り返しになる部分もあるのですが、マイナンバー制度によって、便利になることを期待する一方、いろいろな情報が集約することによる懸念もありますが、これは市民としては、信頼するしかないですよ。政権を変えるなどで、制度の考え方が変わらない限りは、私たちも協力し、少しでも便利に、分かりやすいことを目指す。これは、市も市民も一緒だと思います。先ほども安全について、いろいろ考えているということですから、私たちもぜひどんどん進めていただきたいです。状況が変わり何か問題があれば、そのことについて、どのように取り組み、解決したか、先ほどの説明で幾つかおっしゃっていただいたように、これからも市民に分かりやすくそのような情報を提供していただきたいと思います。今年も、ここまでいろいろ考えて取り組みをしてきたが、実はここにも落とし穴があったので改善をしましたなど、特にソフト関係の部分、あるいは、さきほどおっしゃっていたLGWAN、コアシステムについてです。飛行機が墜落して、とんでもない事故が起きるかもしれませんが、バックアップがあるので大丈夫ですといったことを提供する。安心ですということばかりではなく、心配はあるのだけれども、こういった取り組みを行っているので大丈夫です、担保を取り安全に行っていますということをぜひ毎年詳細に皆さんに分かるよう提供して欲しいと思います。

それともう一つ、先ほども話がありましたヒューマンエラーについてですが、以前に、学校の先生がUSBを落とした、ホームページにおいて個人情報漏え

いしたことがありました。確認すれば防げたもの、本当に単純なミスがすごく難しい問題に繋がってまいりますので、ぜひ庁内の職員教育についても併せて、進捗状況、どういった研修等を行っているのかということをお私たちに伝えるように情報を提供していただきたいというのが私の願いです。

【松行会長】

ありがとうございました。

ただいま嶋田委員から、マイナンバー制度が10月の番号付与に始まり、新しい年の1月から、その実施が開始されるという状況に当たり、市民として、システムに対する信頼、併せて御懸念の2点について御意見をいただきました。これにつきましては、ぜひ担当課でも心得て行っていただきたいということですが、御意見について、担当課からお願いできればと思います。

【情報システム課長】

ただいまの嶋田委員の御提言、非常に重いものだと受け止めてございます。ヒューマンエラーは、やはりどれだけ防げるかということは非常に重要だと私どもも認識してございます。

前回のホームページの件の際にも申し上げましたけれども、私どもは毎年セキュリティ計画を立てまして、その中で研修計画を持ってございます。これらを幾つかの段階に分けて職員のセキュリティの意識レベルを向上させていくとことを目的として行っております。今年度からはマイナンバーが始まりますので、そういったことを中心とした内容で行います。特にマイナンバーにつきましては、非常に重い事項だと私どもは認識してございますけれども、ただ、どうしても関係ない部署との認識に差が出てきてしまうことが、一番自治体としては怖いのです。ですので、そういったことがなくなるように努めてまいりたいと考えてございますし、また先ほど、そういったことを公開してほしいという御意見がございました。当市におきましては、番号制度の対策本部というものがございます。企画政策課を主管に、私どもがサブという形で行っておりますけれども、今いただきました御意見はそちらに上げさせていただきまして、検討させていただきたいと思っております。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

続きまして、事業概要集 3 ページ、諮問書 2 3 ページ、諮問第 1 3 号「小金井市立はけの森美術館防犯カメラシステムの本人以外収集について」、コミュニティ文化課の案件です。

はけの森美術館では、所蔵及び借用作品保護のため防犯カメラシステムを設置し、映像の記録はせずに人の目による確認を行ってきたところではあります。

現在庁内において、先ほど御審議いただきました「小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」制定に向けて準備を行っていること及び、展示作品の安全確保の観点から映像の記録を 7 日間保存したいと考えております。

以上のことから、新たに個人情報保有するため保有の届出をし、また防犯カメラの性質上本人以外収集となることから、条例第 1 1 条により諮問するものでございます。

個人情報の内容は、映像となります。参考資料といたしまして、諮問書 2 4 ページから 2 7 ページに運用に関する要綱の案文を付けておりますので、御覧ください。

保有届につきましては、保有届 4 ページ、届出番号 1 3 - 3 6 「小金井市立はけの森美術館防犯カメラシステム」です。個人情報の内容は諮問と同様でございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【篠崎委員】

冒頭にお話ししました 7 日間という映像の保存年限、これはどのような根拠によるものか教えてください。

【コミュニティ文化課長】

保存年限 7 日につきましては、一般に市の公共施設等に設置している防犯カメラは 7 日間の保存としておりますので、そちらに合わせているということが一つあります。

また、容量等を確認している状況ではありませんが、一般にその程度の保存が適切だろうとも考えております。そういった理由から 7 日間の保存と考えているところです。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

事業概要集3ページ、諮問書につきましては28ページを御覧ください。諮問第14号「小金井市民交流センター貸館予約管理システムについて」、同じく諮問書30ページ、諮問第15号「小金井市民交流センター貸館予約管理システムのオンライン接続について」、同じく32ページ、諮問第16号「小金井市民交流センター指定管理業務委託について」、関連しておりますので3件を一括して説明いたします。コミュニティ文化課の案件でございます。

小金井市民交流センター貸館予約管理システムは、予約受付等の貸館業務をシステム化することで情報の一元化による手続の迅速化を図り、交流センターを利用する者に対してサービスの向上を実現するために、平成25年4月から導入いたしました。システム導入後も個人情報については、厳重な管理の上で取扱いをしてきたところであり、安定運用がされているところでございます。

今回、届出・諮問する内容としましては、現状窓口のみとなっている施設の利用予約手続について、以前から利用者要望のあったインターネットを介した施設の利用予約を可能とすることに伴いまして、保有、取扱う個人情報の記録項目が追加されたことから、条例第14条によるシステム、条例第15条によるオンライン接続及び条例第27条による委託の諮問をするものでございます。

個人情報の内容は、諮問書28ページを御覧ください。記録項目10番「ID」及び11番「パスワード」の2項目が追加となります。資料として、29ページにシステムに関する個人情報の保護措置、31ページ、33ページに概要等、また、34ページから35ページに以前の諮問書を参考に付けてございます。

保有届につきましては6ページ、届出番号13-34「小金井市民交流センター貸館予約管理システム」変更届です。個人情報の内容は、システムの諮問の記録項目と同様でございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【嶋田委員】

今回の変更によって、役所の方の仕事も簡素化されて楽になると思うのですね。1つお聞きしたいのですが、例えば抽選がございましたよね。私も詳しくは分からないのですが、おそらく役所にある機械等を利用して抽選を行い、当選を決めるのだと思います。その抽選方法と抽選結果、どのように抽選を行い、当選が決ま

ったかということについて、市民にどのようにお知らせするのかということをお聞きしたいです。

【コミュニティ文化課長】

今回の件ですが、まず小金井市民交流センターは、指定管理者が管理を行っておりますので、基本的に市の職員の負担は変わらないところです。

あくまでもご自宅から施設の予約をされたいというご要望に対応するものです。ただ、委員がおっしゃった抽選につきましては、今、抽選会を他の集会施設と同じような形で行っておりまして、抽選会について変更する予定はございません。

抽選会の終了後、残りの空いているところについて、インターネットにおいても予約できるという拡充になります。抽選については今までどおり抽選会にお越しいただき、くじを引いていただいて、そこで決めていくというやり方に変わりはありません。

【嶋田委員】

今後そのやり方を変更する予定はないのでしょうか。現状は、抽選会において皆が見ている前で抽選を行っているので公平だと思いますが、抽選会に集まるのも非常に大変かと思えます。個人情報の話とは離れてしまいましたが、分かりやすい方法で、もっと便利にできる方法があるのではないのでしょうか。これは意見ですが。

【コミュニティ文化課長】

そのような御意見も多々あるのは存じ上げているところなのですが、難しいところでもあります。ご高齢の方を中心として、インターネットによる抽選についてなかなか不慣れな方がいらっしゃるというところがその1つであります。それから、機械による抽選が公平かどうかという御意見も少数ながらいただくようなことを、他の施設から伺っていたりするものでして、なかなか正解はないと思っており、現時点ではこの運用で行っていきたいと思っています。

【嶋田委員】

分かりました。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

事業概要集4ページです。諮問書につきましては36ページ、諮問第17号「国

保データベース（KDB）システムの本人以外収集について」、同じく諮問書39ページ、諮問第18号「国保データベース（KDB）システムについて」同じく43ページ、諮問第19号「国保データベース（KDB）システムの国民健康保険団体連合会とのオンライン接続について」、3件関連しておりますので、一括して説明いたします。保険年金課、介護福祉課、健康課の案件です。

国民健康保険団体連合会に集約される医療データ、健診・保健指導データ、介護データは個別に管理されており、これらのデータを一元的に管理し、突合等を行うことで各データの分析を行い、課題の把握や保健事業の充実に活用するためのシステムが国保データベース（KDB）システムでございます。

現在75歳以上の方については、都内全ての区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合が保険者となり、後期高齢者医療制度の運営主体となっております。

今回、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針により、①保険者で策定を行うデータヘルス計画に基づき、医療・健診・介護データを活用し、効率的かつ効果的な保健事業の実施が求められていること、②費用負担がないこと、③個人情報保護について対策がなされていること等の理由により、当該広域連合においても、当該システムに参加する意向です。

また、75歳以上の健診事業においては、当該広域連合との委託契約により区市町村が実施主体となっており、当該広域連合として、効果的な保健事業を推進していくには、区市町村の役割が重要であり、住民に密接した取り組みが求められていくこととなります。

小金井市では、国民健康保険及び介護保健において、既に当該システムに参加していることから、保健事業の運営に際し、実施主体間で個人の健康情報の共有を図る等、連携を図り、質の高い保健サービスを提供することに資すると思われま

す。以上のことから、小金井市の後期高齢者医療保険においても当該システムに参加する意向であるため、条例第11条による本人以外収集、14条によるシステム、及び15条によるオンライン接続を諮問するものであります。

本人以外収集に係る個人情報の内容は、諮問書37ページから38ページ、システム及びオンライン接続についての個人情報の内容は、共通していますので40ページから41ページの別紙を御覧ください。いずれも別紙の黒い太線で囲っている箇所、または網かけしている箇所が、今回、後期高齢者医療保険を追加した部分でございます。資料としまして、42ページに個人情報保護措置、46ペ

ページから52ページに概要等、また53ページから54ページに以前の諮問書を参考に付けてございます。

保有届につきましては、保有届6ページから7ページ、届出番号11-444、届出番号27-101及び届出番号41-539「国保データベース（KDB）システム」変更届です。個人情報の内容は、17ページから18ページに付けていますが、システムの諮問の個人情報の記録項目と同様でございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【西口委員】

事業概要集の中で、先ほど説明いただいた、①の部分に「保険者で策定を行うデータヘルス計画に基づき、医療・健診・介護データを活用し、効率的かつ効果的な保健事業の実施が求められる」と書いてあるのですが、この施策によって、どのようなメリットが現実的に考えられるのでしょうか。

【保険年金課長】

これまでの保健事業は、医療情報がない中で、糖尿病の教室を行いますので参加してくださいと市報で市民に呼びかけるという形でございました。

医療費の請求が電子化されたこと、それから、特定健診、いわゆるメタボ健診を行うようになり、これらがデータとして集約される形となっています。これらを活用することにより、糖尿病のリスクがある方、あるいは、血圧が高い方といった絞り込みをかけることが可能になったと考えております。それらによって、メタボを解消するため絞り込みをかけて対象者に特定保健指導という事業を行っています。また、糖尿病の方が人工透析等にならないような予防事業を行うため、そのようなリスクの高い方を抽出し、そのような教室に参加しませんかと御案内をする。例えば、抽出や絞り込みをしないで1万人の市民に通知を送付すると郵便料が高額な金額になるわけですが、条件で絞り込みをすれば、対象者数百人に送付することで目的を達成できますし、興味の高い方に送付することが可能になるため参加率も高くなり、その結果として、健康的生活をさせていただける。重病化になる前に、早期発見・予防することができ、医療費も抑制することができるのではないかと、このように考えているところでございます。

【西口委員】

糖尿病の例をお出しになったと思うのですが、そのリスク対象、つまり絞り込みをかけるリスクです。どのようなリスクを持っている方々に対して、どのよう

な絞り込みをかけるのかは、既に検討されているのですか。これからですか。

【保険年金課長】

2月の審議会において国民健康保険について、先に御承認いただいておりますが、現在のところまだ分析まではおこなっておりません。

先月末にKDBシステムが見られるようになりまして、今、この分析を行うための計画を作成しているところです。

どのような数字が出るのかは分からないところですが、ただ、他の市町村におきましては、先駆的にこのような取り組みを行っているところがございます。例えば事業者に委託し、糖尿病のリスクが高い方を抽出して保健事業を行うことで、一定の実績が上がっている市町村もございます。

小金井市において、どのような形で行っていくかについては、データを分析していく中で、対象者が多いか、少ないかにより、判断していくことになるかと思っております。今回の後期高齢者医療は実は保険者が市とは違い、全国市町村が入っている広域連合という団体において行っておりますので、75歳以上の方にはまた別途違う角度で取り組みが考えられるのかもしれませんが。実際にどのような事業になるのかという検討はこれから行いますが、保健事業と一口で言ってもなかなか課題もさまざまでございますので、どういったことを行えば効果があるのかということも、これから蓄積されていくものと考えております。

データ分析に合った効率的な事業を分析し、できるところから取り組みをしていきたいと思っております。

【西口委員】

その予防事業、ヘルス事業、保健事業に関しては、さまざまな施策の中で展開されているわけですね。例えば、介護保険の中でも予防があります。そのさまざまなヘルス事業、予防事業を統括的・一体的に考えていかないといけないと思っております。ここの部分はやっています、介護保険だったらここをやっています、統合されたシステムはここをやっています、という形で、ばらばらになってしまうと効率が上がらないと思っております。全体を見ながら、ぜひ統一的、統括的、総合的な視点をもって事業を展開していただきたいという希望です。

【保険年金課長】

現在、介護保険については、情報を繋ぐ形になっておりますが、介護保険を含め今後、どういった形で事業を興せるかということは、非常に大きな課題の一つだと考えてございます。また他の市町村でも同様でございます。西口委員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、限られた予算の中で、効果的に事業を進めていかなければなりませんので、他の市町村の成功事例等もよく研究させていただき、検討していきたいと考えてございます。

【多田委員】

小金井市は、既に国民健康保険と介護保険がKDBに入っていて、今回、後期高齢者医療も追加になるということですよ。そのことによって生まれる財政効果というのは、どのくらいなのか。

【保険年金課長】

御質問としては、幾らぐらいのメリットかというお話ですが、この場で答えることは、非常に難しいところでございます。

後期高齢者医療にご加入の方々、大多数の方が市の国民健康保険にご加入されていた方が多いと考えております。今回のKDBシステムにおいて、国民健康保険とのデータを紐付けすることにより、後期高齢者医療の中だけで考えるのではなく、国民健康保険とのつながり、それから介護保険とのつながりをもって事業を行いたいと考えております。ただ75歳以上の方が対象でございますので、国民健康保険にご加入されている40代のいわゆる若い方々に対する予防事業とは、違った取り組みが必要になると考えております。

現状では、どういった効果かと具体的にはなかなか申し上げにくいのですが、今後、データが積み重なっていく中で、いろいろな分析、研究が行えるかと思えますので、いろいろな方法を検討させていただきたいと考えてございます。

【多田委員】

ということは、事務のやり方が少し変わると考えてよろしいのでしょうか。

【保険年金課長】

事務のやり方が変わるといいますか、先ほど西口委員がおっしゃられたように、介護保険だけで考えるのではなくて、医療データ、特定健診のデータなどを活用し、総合的に効果的な予防事業を行う、重症化にならないように早期発見をできるような事業を行うといったことになるのではないかと思います。ただ、どのように事業を行っていくかということにつきましては、まだ確立されているものではないので、そういったものを含めまして、効果的にKDBを使っていくことが大きな課題であり、まずはできるところから少しずつ進めていくべきものと考えてございます。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

事業概要集 5 ページ、諮問書につきましては 5 5 ページを御覧ください。

諮問第 2 0 号「基幹系介護保険システム」、介護福祉課の案件です。

介護保険法等の改正により、介護保険負担限度額認定証の交付要件が変更になります。介護保険負担限度額認定証とは、一定の要件を満たした場合に、介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所した際の食費及び居住費の負担軽減を受けることができるというものです。

これまでは、負担限度額の認定を受けられる要件は、本人を含む世帯全員が市民税非課税という要件のみでしたが、介護保険法等の改正により、平成 2 7 年 8 月以降は、本人と同一世帯に属さない配偶者についても、市町村民税非課税であることが要件になります。また、資産要件も新たに加わり、被保険者が所有する資産の合計額が 1, 0 0 0 万円、配偶者がいる場合は、夫婦で 2, 0 0 0 万円以下の場合に、負担限度額認定を受けられるようになります。

また、介護保険法等の改正により、一定以上の所得を有する方については、高額介護サービス費の上限額が引き上げられることとなりました。高額介護サービス費とは、介護サービスを利用して支払った自己負担額が、一定の限度額を超えた場合、その越えた分について申請すると戻ってくるという制度です。

具体的な引き上げ内容は、世帯内に第 1 号被保険者の方で、現役並みの所得を有する方、具体的には課税所得 1 4 5 万円以上の被保険者がいる場合には、高額介護サービス費の世帯の上限額が 3 7, 2 0 0 円から 4 4, 4 0 0 円に引き上げられます。

ただし、課税所得が 1 4 5 万円以上あったとしても、世帯内の第 1 号被保険者の収入の合計が 5 2 0 万円（世帯内の第 1 号被保険者が本人 1 人の場合は、3 8 3 万円）未満の場合には上限額を 3 7, 2 0 0 円に下げることができます。

また、これまでの介護保険サービスの利用者負担は一律 1 割負担でしたが、平成 2 7 年 8 月分の介護サービス利用分より、一定以上の所得を有する方については 2 割負担に引き上げられることとなりました。

制度改正に伴い、電算システムを改修することから、条例第 1 4 条により諮問を行うものでございます。

個人情報の内容は諮問書 5 6 ページから 6 4 ページの別紙となり、今回の追加項目は、6 4 ページの網かけ部分となっております。資料として 6 5 ページから

72ページに厚生労働省の通知を参考として付けてございます。

保有届につきましては、保有届7ページ、届出番号27-08「基幹系介護保険システム」変更届です。個人情報の内容は、19ページから27ページに付けていますが、諮問の個人情報の記録項目と同様でございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【多田委員】

56ページ、57ページに「じょくそう有無コード」、「自立度組み合わせ（自立）」など、いろいろなところに消してある線があるのですが、これはこういった意味なのですか。

【介護福祉課長】

介護保険制度自体が3年ごとに大きく制度の見直しがございます。そのたびごとに、制度改正の内容は大小さまざまではありますが、システムについてもそのときに応じて変更しております。

削除をしている項目については、過去のシステム改修において、不要となった項目について削除がされているということです。

この介護保険のシステム自体、とても大きいもので、項目自体もとても大きくなっておりませんが、改修がそのように何度も行われることから、逆に、通し番号を詰めるようなことをせずに、こういう形で個人情報の統廃合が分かるような形で、管理をさせていただいているということです。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

以上をもちまして、本日の報告並びに諮問事項についての審議は、これを承認とし、これをもちまして終了といたします。

それでは、本日の日程に記載されている、その他の案件に移らせていただきます。事務局からその他の報告等の説明をお願いいたします。

【総務課長】

申し訳ありませんが、3点ございます。まず、アの「平成26年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況」につきましては、先般の議会で報告もさせていただいており、ホームページに掲載させていただいておりますので、何か御意見等ありましたら、後ほど事務局まで御連絡いただきたいと思います。

続きまして、イの「小金井市個人情報保護条例の一部改正について」の説明をさせていただきます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴いまして、特定個人情報の取扱い等について定めるとともに、規定を整備するための改正でございます。情報公開・個人情報保護審議会は、個人情報の保護と非常に密接でございますので、先に皆様に条例の案文について説明させていただき、御意見等がありましたら後ほど聞かせていただきたいと思いますというところでございます。今までの個人情報保護条例の考え方を全て改めるということではなく、番号法という上位法の施行に伴う、義務的な改正ということで御理解をいただきたいということを、冒頭申し上げさせていただきます。

それでは、「小金井市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表(案)」、こちらを御覧いただきながら説明させていただきます。まず右の現行条例、こちらが現在の小金井市の個人情報保護条例でございます。左側の改正条例が今回の番号法の施行に伴う改正を予定している条例の案文です。なお、条例案文の中で、下線が引かれている部分が今回の改正箇所でございます。説明につきましては、改正部分のみ説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに2ページを御覧ください。まず第3条、定義でございます。第1号、個人情報についてです。個人情報につきましては、この冊子とは別に資料を付けておりますので、資料1、資料2を合わせて御覧ください。資料1の個人情報の定義につきましては、小金井市個人情報保護条例では、「個人に関する情報でありながら、事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く、特定の個人が識別され、または識別され得るもので、文書、図画、マイクロフィルム、写真、電磁的記録、括弧内は省略させていただきますが、その他これらに類するものに記録されるもの又はされたものをいう」となっているところですが、今回、番号法の個人情報の定義と条例の個人情報の定義の整合性を図るため、個人情報の定義を改正いたします。具体的には、「事業を営む個人の個人番号も特定個人情報として保護すること」が番号法で求められておりますので、事業を営む個人の当該事業に係る情報を個人情報に含めます。

次に3ページ、第3号の特定個人情報です。番号法の施行に伴い、特定個人情報の取扱いについて条例に規定するために新たに定義を追加するものです。特定個人情報とは何かといいますと、資料2を御覧ください。個人情報と特定個人情報の関係性についてでございます。個人情報を大きな枠でくくり、その中に特

定個人情報、後ほど出てまいります。保有個人情報とあります。特定個人情報は図下に説明がございますとおり、個人番号をその内容に含む個人情報でございます。12桁の番号、マイナンバーが今後発送されますが、その番号を含めた個人情報を特定個人情報というわけです。現行の条例ではこの定義がありませんので、定義を追加する内容になります。

新旧対照表に戻っていただきまして、3ページ、第4号です。先ほどの現行条例の第1号、個人情報の定義にございました、「記録されるもの、又はされたもの」という文言が、今回の改正で除かれることにより、新たに定義を規定するということでございます。

次に第6号、保有特定個人情報、それから4ページ、第7号、情報提供等記録です。番号法の施行によりまして、今回新しく規定するものでございます。具体的には先ほど見ていただいた資料2の「個人情報と特定個人情報の関係性について」を御覧いただきたいと思いますが、今までの条例には、この文言がないために、このような形で第6号、第7号を規定いたします。

続きまして、4ページ、第9号、個人情報ファイルでございます。こちらについても、番号法施行に伴い、特定個人情報ファイルの取扱いについて、条例に規定しなければならないので、追加をさせていただくということです。

次の第4条から第7条につきましては、改正がございませんので省略させていただきます。6ページ、第8条第2項では、本人の生命、健康その他、生活上の重大な危険を避ける状態において、本人の同意を得ることが困難な場合も想定されますので、そのような場合にも対応できるように、ここは今まで、「及び」という言葉がございましたが、ここを「、」にさせていただくということと、それから特定個人情報の収集等については、番号法で制限されているため、番号法の定めがある場合に限るようにする改正をさせていただきたいと考えております。

次に、8ページ、第11条、収集の制限でございます。特定個人情報の収集については第11条の2で後ほど出てきますが、そちらで規定するため、特定個人情報を除外いたします。

次に9ページ、第11条の2、ただいま申し上げたとおり、特定個人情報の収集・保管の制限については、番号法第20条で規定されていますので、条例においても同様に規定いたします。

次に10ページ、第12条でございます。第11条と同様に、特定個人情報の収集・保管の制限については、番号法第20条で規定されておりますので、こちらについても、条例において同様に規定いたします。

また、同様に11ページの第12条の2、番号法で特定個人情報を目的外利用できる場合について、通常の個人情報よりもさらに厳格に制限しているため、番号法と同様の規定をいたします。

また、情報提供等記録につきましては、資料2の中央に載っていますが、こちらについても、制限がかかりますので、規定いたします。

次に、12ページ、第12条の3、特定個人情報の提供の制限についても番号法第19条で規定されておりますので、条例においても同様に規定いたします。

次に、13ページ、第15条、特定個人情報の取扱いについて、番号法で制限されているため、こちらについても番号法の定めがある場合に限定しております。

次に第16条第2項、番号法では、特定個人情報の開示の請求について、任意代理人を認めているため、同様の規定をしております。その後の規定の整備、項の繰り下げ等は省略させていただきます。

次に15ページ、第17条第2項、訂正の請求です。番号法は、特定個人情報の訂正請求について任意代理人を認めているため、同様の規定をいたします。

次に15ページから16ページにかけて、第18条、削除の請求です。番号法では、特定個人情報の利用制限、収集制限、保管制限、ファイル作成制限、提供制限に違反した場合、利用停止請求権を認めているため、同様の規定を追加するものでございます。情報提供記録等記録については、番号法により利用停止請求権の対象外とされているため、除外しているものでございます。それから、16ページ下段、第18条第2項につきましては、番号法では特定個人情報の利用停止請求（削除、中止請求）について任意代理人を認めているため、こちらについては規定いたします。

次に17ページ、中止の請求、第19条でございます。番号法では、特定個人情報の利用制限、収集制限、保管制限、ファイル作成制限、提供制限に違反した場合は、利用停止請求権（削除を含む）を認めているため、規定を追加するものでございます。情報提供等記録につきましては、番号法により利用停止請求権の対象外とされていることから、除外をしております。それから、18ページ、第19条第2項につきましては、番号法では特定個人情報の利用停止請求（削除、中止請求）について任意代理人を認めているため、同様の規定をしているものでございます。

同じく、18ページ第20条、開示請求の手続でございます。番号法では特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求権について任意代理人を認めているため、代理人についての規定を追加するものでございます。

次に20ページの下段、第22条第3項、番号法では情報提供等記録を訂正した場合は、総務大臣及び情報提供者または情報照会者に対して通知するものと規定されておりますので、同様の規定をいたします。

次に24ページ、第33条、他法令との調整等です。番号法では、個人情報の開示請求について、他の制度による開示の実施との調整を行うことなく、特定個人情報を開示するように規定されており、同様の規定をいたします。

最後でございますが、25ページ、第35条、罰則です。個人情報ファイルの定義規定を新たに設けたことから、規定の整備をいたします。

以上が改正の内容になるわけですが、こちらにつきましては、資料にも付けていますとおり、現在7月10日から約1カ月間、パブリックコメントを実施し、広く意見を求めているところでございます。

ただいま説明させていただきましたが、現在、パブリックコメントを実施しているところでございますので、今日に限らずとも、何か御意見等があれば、お聞かせいただければというところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

【松行会長】

ただいま、その他の案件といたしまして、まず「平成26年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について」、資料に基づき説明がありました。

これについては、既に御覧になっていただいているとは存じますが、何か御質問、御意見があれば、お受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

引き続き、番号法の施行に伴いまして、小金井市は、非常に先進的な独自の、しかも普遍性のある個人情報保護と情報公開を一体的に規定した条例を設定し、運用して参ったことはご承知のとおりであるかと存じます。今回、番号法の施行に伴いまして、特に個人情報と特定個人情報並びに保有特定個人情報、これは公文書にかかわる情報のことをさしているわけですが、このカテゴリーの変化というものがあるということがはっきりしたわけでございます。それに基づきまして、小金井市の条例もこの上位の法律である番号法と整合性を保つ必要があるため、今回の個人情報の定義の変更を基本とし、それに関連してさまざまな条項に関しての微調整といいますか、番号法と整合的な一体的な表現にするため、文言の加筆と削除等を行ったという説明がなされたわけでございます。

また、ただいま説明にありまして、小金井市はこの審議会に前後いたしまして、パブリックコメントを実施し、「小金井市個人情報保護条例の一部改正に

伴う基本的な考え方」の資料を公開し、市民からの直接的な御意見、御質問に対応しているところと伺っております。資料の写しは、皆様のお手元に審議会資料として配付しているところでございます。

そのような経過を含めまして、このイの「小金井市個人情報保護条例の一部改正について」に関する御質問、御意見があれば承りたいと存じます。

【多田委員】

特定個人情報、保有特定個人情報、保有個人情報、情報提供等記録について、具体的にはどのようなものですか。

例えば生ごみ処理機の購入補助の申請の際に提出した申請書などは、保有個人情報に入るのではないかと思いますし、介護認定の申請書なども、保有個人情報になるのではないかと思うのですが、特定個人情報や情報提供等記録とはどのような文書等になるのか、具体的に説明していただきたいのですが。

【情報公関係主任】

まず、特定個人情報ですが、マイナンバーを含む個人情報は特定個人情報です。

次に保有特定個人情報です。今後、マイナンバーが利用開始になりますと、申請書にマイナンバーを記載する機会が増えてくるかと思いますが、マイナンバーが記載されている申請書は、保有特定個人情報として、マイナンバーの記載がない申請書は保有特定個人情報ではなく保有個人情報です。マイナンバーがあるかないか、市の公文書かどうかという点で区別をしていただければと思います。

最後に、情報提供等記録ですが、簡単に申し上げますと、今後、マイナンバー制度が始まり、情報提供ネットワークシステムによる各機関との連携が開始されますが、そこに記録されるアクセスログのようなもの、特定個人情報の照会や提供に関するログのようなものです。情報提供等記録は、マイナンバーも記録されますので特定個人情報です。

【多田委員】

資料2の図を見ますと、保有特定個人情報は公文書で、特定個人情報は公文書ではないと受け取れるのですが。

【情報公関係主任】

マイナンバーの記載等があり公文書等でないものは、保有特定個人情報ではなく、特定個人情報ですし、マイナンバーの記載がある公文書等は保有特定個人情報です。

【多田委員】

ということは、例えば、マイナンバーが記載されている文書を電子的に打ち込

み、その後、シュレッダー、溶解したような文書は特定個人情報ですか。

【情報公開係主任】

保有特定個人情報は記録されているものを対象としていますので、文書は存在していませんが、その情報としては特定個人情報かと考えます。

【仮野委員】

資料2の網かけして黒くなっている部分に特定個人情報、保有特定個人情報、さらに情報提供等記録がありますが、これらはいずれもマイナンバーにかかわるものですか。

【情報公開係主任】

おっしゃるとおりです。

【仮野委員】

この黒い部分の3つについて、現行の小金井市個人情報保護条例には規定がないため、新たに追加したということですか。

【情報公開係主任】

おっしゃるとおりです。

【仮野委員】

この網かけの部分もそうですか。

【情報公開係主任】

そうです。

【仮野委員】

資料2の右側、保有個人情報（公文書）、これは先ほど説明がありましたが、マイナンバーにかかわるものではないということですね。

【情報公開係主任】

そうです。網かけしていない部分は、マイナンバーにかかわるものではありません。

【仮野委員】

網かけ部分で情報提供等記録をさらに囲んでいるのは、これはどのような意味ですか。

【情報公開係主任】

これは、図を分かりやすくするために囲んだものでして、深い意味はありません。

【仮野委員】

深い意味はないのですね。まだこのような記録は存在しないが、今後、あり得

るのですか。

【情報公関係主任】

はい。今後情報提供ネットワークシステムを介して連携が始まりますと存在しますが、今は全くないです。

【仮野委員】

ログのようなものが記録され残るということですね、分かりました。

いずれにしろ、網かけの3つについて規定をきちんと追加しないと、個人情報保護条例もうまくいかないということで、追加しながら条例を変えたということですか。

【情報公関係主任】

そうです。個人情報と特定個人情報の取扱いに違いがあり、条例上、分けて規定をしなければいけないところがありまして、このような改正をしていると、御理解いただければと思います。

【西口委員】

13ページの開示の請求のところ、法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示請求できると書いてあり、番号法では、任意代理人を認めていると書いてありますが、任意代理人と法定代理人はイコールですか。

【情報公関係主任】

別です。任意代理人は、例えば、友人などに委任をするといった場合です。

【西口委員】

改正条例案では、法定代理人しか認めていないような気がしますが。

【情報公関係主任】

第16条第2項に未成年者又は成年被後見人の法定代理人とありまして、その後の括弧の中に記載されているのですか、「保有特定個人情報にあつては、未成年者もしくは成年後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人」とありまして、この委任による代理人のところ、特定個人情報については、法定代理人以外の場合についても請求できるようにここで規定させていただいていると御理解いただければと思います。

【西口委員】

情報の種類によって違うということですか。

【情報公関係主任】

おっしゃるとおりです。個人情報の開示請求等については、本人と法定代理人のみ請求を認めていますが、今回、番号法第29条等において、特定個人情報に

については、任意代理人を認める規定がされておりますので、特定個人情報については、上位法である番号法と同様に任意代理人の請求を認める規定をしたところ
です。

【西口委員】

分かりました。ありがとうございました。

【仮野委員】

新旧対照表の2ページ、これだけ分からないのですが、第3条第1号、現行条例では、文書、図画、マイクロフィルム、写真等と規定されていますが、改正条例にはこの部分が除かれています、これはどうしてですか。

【情報公開係主任】

第3条第1号、個人情報の定義ですが、文書、図画、マイクロフィルム、写真、電磁的記録、記録したもの又はされたものという文言を除いている代わりに、第3条第4号、保有個人情報でその部分を規定しております。第4号に、当該実施機関が保有しているものは市政資料（小金井市情報公開条例第2条第2号）とありまして、この規定によって、現行条例の文書、図画、マイクロフィルム等について定めているところです。

【仮野委員】

それは何ページですか。

【情報公開係主任】

3ページです。第3条第4号の保有個人情報の定義です。

【総務課長】

補足させていただきますと、こちらに記載のとおり、小金井市情報公開条例第2条第2号に規定する市政情報をいうということです。情報公開条例第2条第2号に、市政情報という定義があります。読ませさせていただきますと、「実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、マイクロフィルム、写真、電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下、同じ）その他これらに類するもので、当該実施機関が保有しているものをいう」という規定が情報公開条例上の文書の中にあり、それを引用しているということです。決してその部分がなくなったという話ではないと御理解いただければと思います。

【仮野委員】

分かりました。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、続いて「審議会委員の任期満了について」、説明を事務局からお願いいたします。

【総務課長】

2年間の間、皆様にご協力いただき、本当にありがとうございました。9月末で、皆様の任期は満了となります。10月以降は新しい委員のもとでという形になりますので、2年間、本当にどうもありがとうございました。

一応日程をお伝えしておきますと、今回は10月22日に会議室を用意しておりますので、もしご関心等あれば、よろしくお願ひしたいと思います。

【松行会長】

会長といたしましても、毎回、夕刻から夜と言っていい時間帯にかけてまで議案の内容にもよりますが、夜遅くまで御熱心に、さまざまな市民の声や意見を代理する形で御発言を賜り、おかげをもちまして、これにかかわる当該機関の案件を慎重審議いたすことができました。大変ありがとうございましたと、改めまして感謝の意を表したいと存じます。

それでは、本日も大変議案の数が多く、また、小金井市の基本条例にかかわる、案件を慎重審議いただき全ての審議を終了できましたので、これをもちまして閉会とさせていただきます。重ねてありがとうございました。

— 了 —